【高等学校等専攻科用】修了・単位修得等証明書

1~3の全項目についてご記入をお願いいたします。なお、「2. 修得単位」は**修得済み単位と単位数**がわかる 貴校様式の証明書の貼付も可能となります。証明権者印(学校長職印など)を本様式にまたがる形で割印をしてください。 **貼付する証明書に「1.学生情報」「3.証明権者」の内容が含まれている場合にも、原則記入・押印が必要です。** 網掛されている項目は、特に記入漏れや貼付する証明書との相違がないようご確認をお願いいたします。 様式に不備があった場合、再提出をお願いすることもございますので、予めご了承ください。

		学生がな	情報	1																		_
		· 名											生年丿	月日	西暦		年		月		日生	
		身学校 ^(年名称)	学校										専攻科	ł			□通信			\dashv		
	設長	攻 科 置 届 出 受 理	西暦 年 月 日 ※ 学校創立年月ではありません。 上記専攻科の設置届出受理年月を必ず記入してください。(未記入不可)																			
	入学	学年月日	西暦 年 月 日 修了年月日							年	年 月 日				□修了 □修了見込み							
	休学期間		□休学期間なし □休学期間あり					西暦 年 月					日 ~				年 月			月	目	
	出身専攻科について		◆上記学生の出身専攻科について、該当する方の□にレ点をご記入ください。 (必ずどちらかにご記入順います)																			
				上記の者は、 ・修業年限が2年以上でかつ、 ・平成28年文部科学省告示第63号の基準を満たす 課程を修了した者である。 ・上記の者は、 ・修業年限が2年以上でかつ、 ・平成28年文部科学省告示第64号の基準を満たす 課程を修了した者である。																		
			証明書	書に記載された	単位数に基	<u></u> さづいて	認定を	行いま ⁻	すので	、必ず	単位数に	よる	表記 をお原	願いしま	ます。							
割省略不	証明書に記載された単位数に基づいて認定を行いますので、必ず 単位数による表記 をお願いします。 (貴校様式を貼付する場合の糊づけ部分) ※貼付のうえ証明権者印で割印してください。																					
印示可	2.	修得		7 ◆ 通信制	(貴校科の場合は面																	
			業科		単位数	評価			妥 業				単位数	評価			業		I		単位数	評価
	共						専															
	通						門								その							
	教						教								他教							
	科						科								科							
															科							
															目							
	科						科								等							
																	/]:	、計				
	目		小事	}			目			小 計							総	計				И
	2	3. 証明権者																				
	敖	送	大 学	大学長殿																		\Box
		上記の	記載事	項に誤りた	がないこ	とを記	証明し	ます	0	学校 学 学	行 F 於所在地 校 長 接 接者T E	也 S 名								公 印	(省略不可)	

様式の作成についてご不明点がある場合は、**別紙「放送大学指定様式3~6の記入方法について」のよくあるご質問事例**をご確認ください。請求者より別紙の提出がない場合は、恐れ入りますが、本学ウェブサイトよりご確認ください。

参考法令等

- ◆高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科の場合における、大学に編入学することができる専攻科の 課程の基準の概要(平成28年文部科学省告示第63号)
 - ① 修業年限が2年以上であること。 (施行規則第100条の2第1項関係)
 - ② 授業科目を履修した生徒に対しては、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、 学修の成果を評価した上で単位を与えること。(告示第63号第2条関係)
 - ③ 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、以下の基準により単位数を計算すること。(告示第63号第3条第2項関係)
 - 1) 講義及び演習:15~30時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすること。
 - 2) 実験、実習及び実技:30~45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業を1単位とすること。ただし、個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができることとすること。
 - 3 1) 及び2) の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、1)、2) の基準を考慮して高等学校 が定める時間の授業をもって1単位とすること。
 - ④ 修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、高等学校が単位数を定めることができること。(告示第63号第3条第3項関係)
 - ⑤ 同時双方向型の遠隔教育の方法により教室等以外の場所で授業を履修させることができること。この方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち3/4を超えないものとすること。(告示第63号第4条関係)
 - ⑥ 通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業の授業科目について単位数を定める に当たっては、3、4 に関わらず、45時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって 1単位とすること。(告示第63号第6条関係)
 - ⑦ 通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第4条 第1項の方法による授業との併用により行う場合においては、3、4及び6の基準を考慮して当該授業科目の単位数 を定めること。(告示第63号第7条関係)
 - ⑧ 全日制の課程又は定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上 を修得するものであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得する ことと、120単位時間(1単位時間の標準は50分)に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面 接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。(告示第63号第5条及び第8条関係)
 - ⑨ 専攻科の教員の数は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては別表第1に定める数以上、通信制の課程にあっては別表第2に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと(別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上)。(告示第63号第9条及び第10条関係)
 - ⑩ 専攻科の教員の資格は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならないこと。(告示第63号第11条関係)
 - 1) 大学に編入学することができる専攻科の課程を修了した後、学校等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となるもの
 - 2) 専修学校設置基準 (昭和51年文部省令第2号) 第41条第1号から第5号までに該当する者
 - 3) その他1)、2) に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
 - ① 専攻科の専用教室の面積は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては1の学科のみを置く場合は別表第3イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第3イの表第3欄の収容定員40人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第3口の表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。(例えば、160人の看護に関する学科と、40人の工業に関する学科及び農業に関する学科を置く場合は、看護に関する学科を別表第3イの表で計算し、工業に関する学科と農業に関する学科をそれぞれ別表第3口の表で計算した後、それら3つを合計した面積となること。)(告示第63号第13条関係)

通信制の課程にあっては、1の学科のみを置く場合は別表第4イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第4イの表第3欄の収容定員80人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。(告示第63号第14条関係)【別表については、告示第63号の別表を参照】

- ◆特別支援学校の高等部の専攻科の場合における、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準の概要(平成28年 文部科学省告示第64号)
 - ① 上記の①から⑤まで、⑧の前段及び⑩に定める基準を満たすこと。
 - ② 専攻科の教員数は、別表に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと (別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上)。 【別表については、告示第64号の別表を参照】